平成２２年（フ）第１６１４３号
東京都大田区池上６丁目12―14―103
債務者　権代　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５３号
東京都板橋徳丸４丁目10―３―405
債務者　小林美津代
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５４号
東京都大田区中央５丁目26―10―１
債務者　大間金兵衛
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５５号
東京都墨田区緑３丁目22―１―502
債務者　飯田　信行
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５７号
東京都北区王子６丁目２―60―706
債務者　吉高　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５８号
千葉県千葉市美浜区高洲１丁目16―14―106
債務者　山崎　幸江（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１６２号
東京都足立区舎人１丁目25―10―306
債務者　鷲見　照枝
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１６３号
東京都足立区舎人１丁目25―10―306
債務者　鷲見　英樹
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１９８号
東京都荒川区東日暮里５丁目26―２
債務者　宝地戸二美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１９９号
千葉県市川市塩浜４丁目３―２―118
債務者　福井みち子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０３号
千葉県柏市布施140―35
債務者　曽根　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０７号
東京都杉並区久我山４丁目14―12　１Ｆ
債務者　欠端　敬子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０８号
埼玉県川口市戸塚１丁目４―19―102　サンテレスＩＭ
債務者　鳥海　昌彦
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１０号
東京都足立区新田２丁目２―１―305
債務者　鈴木眞奈美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１５号
東京都江戸川区北小岩４丁目39―20―205
債務者　北野　えみ
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部